

令和5年度第一回栄区災害対策連絡協議会

令和5年6月20日(火)
15時00分から16時00分まで
栄区役所 新館4階8号会議室

次 第

- 1 開 会 資料 1

- 2 挨 拶
栄区長（栄区災害対策連絡協議会会長）

- 3 委員紹介

- 4 報告事項
 - (1) 栄区の防災活動について 資料 2
 - (2) 栄区防災計画の改正について 資料 3
 - (3) 町の防災組織運営マニュアルの作成について 資料 4
 - (4) 浸水深標示看板の設置（まるごとまちごとハザードマップ）について 資料 5
 - (5) 防災出前講座の実施について 資料 6

- 6 閉会

栄区災害対策連絡協議会について

1 趣旨

大規模地震、風水害、土砂災害等の各種災害から栄区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるために、区内防災全般の情報共有を推進するために設置されています。

2 経過

横浜市防災計画では災害に強い地域づくりを目的として、風水害だけでなく地震や都市災害を含めた防災全般の対策を推進するため、行政、防災関係機関、住民組織等の代表者から構成された「連絡協議会」を設置することとなっています。

栄区においても「栄区災害対策連絡協議会」を開催していましたが、平成 16 年の柏尾川の氾濫などを契機に、平成 17 年から水害に特化した「栄区水害対策連絡協議会」を開催しています。

近年の多様化、複雑化する災害状況の変化や横浜市防災計画を踏まえ、今年度から区内の防災全般の情報共有を推進する「栄区災害対策連絡協議会」を開催し、栄区固有の水害対策は「水害対策分科会」として適宜開催することとしました。

3 参考資料

- (1) 栄区災害対策連絡協議会設置要綱
- (2) 栄区災害対策連絡協議会名簿
- (3) 水害対策分科会名簿

担当
総務課防災担当 芦葉 武内
894-8312
sa-bosai@city.yokohama.jp

栄区災害対策連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 大規模地震、風水害、土砂災害等の各種災害（以下「災害等」という。）から栄区民の生命、財産を守り、被害を最小限度にとどめるために、区内の災害対策に関する情報を関係機関が共有することを目的として、栄区災害対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議し、その円滑な推進を図るものとする。

- (1) 災害等発生時の応急対策に関すること
- (2) 災害等の予防及び啓発に関すること
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、会長が防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者等を指名し、委員として組織する。

(役員等)

第 4 条 会長は栄区長（栄区災害対策本部長）、副会長は栄区連合町内会会長、栄区副区長（栄区災害対策副本部長）をもって充てる。

2 顧問は、栄区選出の県市会議員をもって充てる。

(会長の職務)

第 5 条 会長は、協議会を代表し、会務を掌理するとともに会議の議長となる。

2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、副会長（栄区副区長）がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 会議の開催は不定期とし、会長が必要と認めたときに随時召集し、開催する。ただし、書面開催も可能とする。

(分科会)

第 7 条 栄区の地域特性を考慮し、協議会内に水害対策に特化した分科会として水害対策分科会を設置する。

- 2 水害対策分科会には座長として栄区副区長を置く。
- 3 協議会は、座長が防災関係諸機関及び関係諸団体の代表者等を指名し、委員として組織する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、栄区総務課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則

この要綱は令和5年6月20日から施行する。

廃止

平成17年6月9日に施行した栄区水害対策連絡協議会設置要綱は廃止する。

栄区災害対策連絡協議会名簿

資料 1 - 3

(令和 5 年 6 月 20 日現在)

役 職	会 員 名	
会長	堀 口 和 美	栄区長
副会長	細 田 利 明	栄区連合町内会長
	今 仁 知 宏	栄区副区長
委 員	横 川 恵	豊田連合町内会自治会長
	指 田 弘	笠間連合町内会自治会長
	田 中 健 次	小菅ヶ谷連合町内会自治会長
	豊 田 孝 有	本郷第三連合町内会長
	三 原 一 郎	上郷西連合町会長
	芦 川 弘	上郷東連合町会長
	毛 利 勝 男	栄区地域防災拠点運営委員会連絡協議会 会長
	宇 田 川 淳	横浜栄・防災ボランティアネットワーク代表
	加 峯 茂 行	横浜市アマチュア無線非常通信協力会栄区支部 支部長
	小 野 木 浩 貴	東日本旅客鉄道(株) 本郷台駅駅長
	鈴 木 敢 雄	東京電力パワーグリッド(株) 藤沢支社 渉外担当次長
	長 谷 川 栄	(株)ジェイコム湘南・神奈川南横浜局長
	福 原 稔	(株)エフエム戸塚 代表取締役
	田 中 健 次	栄区社会福祉協議会会長
	室 井 慶 之	栄区社会福祉協議会事務局長
	有 馬 美 奈 子	栄警察署長
	飯 島 俊 朗	栄消防署長
	増 田 明 彦	栄消防団長
	中 里 純 子	栄区小学校長会 (笠間小学校長)
	廣 渕 徹 志	栄区中学校長会 (西本郷中学校長)
	千 葉 淳	神奈川県横浜川崎治水事務所長
	須 賀 裕 司	資源循環局栄事務所長
	栗 原 誠 仁	水道局戸塚水道事務所長
	横 森 喜 久 美	栄区福祉保健センター長
	大 野 豊	栄区福祉保健センター担当部長
	宍 戸 由 範	栄土木事務所長
顧 問	楠 梨 恵 子	栄区議員団 (神奈川県議会議員)
	大 桑 正 貴	栄区議員団 (横浜市議会議員)
	興 石 且 子	栄区議員団 (横浜市議会議員)
	長 谷 川 え つ こ	栄区議員団 (横浜市議会議員)
事 務 局	伏 見 和 久	栄区総務課長
	芦 葉 昇 平	栄区総務課危機管理担当係長
	武 内 秀 幸	栄区総務課危機管理担当係長

栄区災害対策連絡協議会水害対策分科会名簿

資料1-4

(令和5年6月20日現在)

役職	会 員 名	
座長	今 仁 知 宏	栄区副区長
委員	飯 島 賀 寿 男	飯島町内会長
	加 藤 重 雄	田谷町内会長
	小 宮 慎 司	金井町内会長
	秋 本 源 一	長尾台町内会長
	折 田 忠 温	笠間西南町内会長
	村 松 弘 一	笠間通り町町内会長
	長 沼 勲	桂公田町会長
	毛 利 勝 男	長沼町内会長
	千 葉 淳	神奈川県横浜川崎治水事務所長
	宍 戸 由 範	栄土木事務所長

事務局	伏 見 和 久	栄区総務課長
	芦 葉 昇 平	栄区総務課危機管理担当係長
	武 内 秀 幸	栄区総務課危機管理担当係長

栄区の防災活動について（報告）

1 令和4年度の災害対応（区内で大きな人的、物的被害なし）

水防警報	1回
大雨警報	9回
洪水警報	2回
土砂災害警戒情報	1回
大雪注意報	1回

9月23日台風14号

2 啓発活動

(1) 防災出前講座（令和4年度計22か所実施）

あらゆるライフステージに応じた防災啓発が必要と考え、自治会町内会、小学校、保育園などで実施しました。



(2) 栄区民まつりでの無印良品との防災ブース出展（令和4年11月5日）

無印良品で取り扱う防災グッズの展示や区で作成した啓発物品を来場者に配布しました。



3 地域防災拠点での合同防災訓練（令和4年11月12日）

豊田小学校地域防災拠点訓練では、地域防災拠点運営委員だけでなく豊田小学校の生徒、FM戸塚、栄消防署、栄消防団、栄区役所が参加し、地域防災拠点の開設訓練や生徒の避難訓練、FM戸塚の緊急割込み放送訓練、消防署による救助訓練消防団による生徒に対する救命講習や消火器取り扱い訓練行われました。

当日の様子はFM戸塚で生放送され、後日に参加者のインタビューも放送されました。



4 その他

令和5年度、栄区では大規模災害時の情報収集を目的としてドローンを配備しました。飛行には国土交通省への機体登録、飛行申請の事務と操作技術が必要です。今年度の下半期に運用開始を予定しています。



栄区防災計画（震災対策編）の改訂について（報告）

1 趣旨

横浜市防災計画震災対策編改訂（令和3年5月）に伴い、栄区防災計画（震災対策編）においても令和5年4月1日付けで改訂を行いましたので、ご報告いたします。

これまで各区の防災計画は区によって様々な内容になっていましたが、市内で整合性を図られた内容に改訂いたしました。

2 これまでの防災計画からの主な修正点

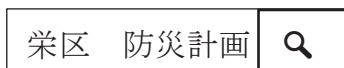
- (1) これまでは各区独自の形態で防災計画を策定しておりましたが、全区統一のひな型に則した内容に変更しました。
- (2) 「公助編」・「自助・共助編」の2編で構成されていた計画を一つの計画にまとめました。

3 ひな型からの主な変更点

- (1) 災害時情報伝達用の防災スピーカーについて記載
- (2) 地域避難所について掲載

4 防災計画の確認方法

栄区のホームページでご確認ください。



5 備考

栄区防災計画（震災対策編）の改訂については令和5年4月20日開催の栄区連合町内会定例会において、報告しております。

担当 総務課防災担当
武内、芦葉

TEL : 894-8312

FAX : 895-2260

Email : sa-bosai@city.yokohama.jp

町の防災組織運営マニュアルの策定について（情報提供）

1 趣旨

地域の防災力を高めるために、平時においては地域での防災啓発や地域コミュニティの活性化、発災時には安否確認、救出救護活動などの自治会・町内会等での活動が重要であります。自らの地域を守る「共助」の中核をなす組織である町の防災組織について、運営マニュアルを策定しましたので是非ご活用ください。

2 町の防災組織について

町の防災組織とは災害対策基本法第2条の2第2号に規定する自主防災組織のうち防災に関する活動を行う自治会、町内会、マンションの管理組合等をいいます。

（横浜市防災計画）

	町の防災組織	地域防災拠点運営委員会
運営	自治会・町内会の防災担当の役員など	自治会・町内会から選出された地域防災拠点運営委員
役割	防災訓練、防災啓発 情報収集、伝達 出火の防止、初期消火 救出救護 要援護者支援 任意で設置した避難場所（地域避難所）の支援 地域防災拠点との連携 など	地域防災拠点の開設、運営 災害に関する情報収集・提供拠点 物資の集配拠点 住民による救出・救護活動拠点 要援護者支援 など

3 内容

- (1) 町の防災組織運営マニュアルひな形
- (2) 自治会町内会防災組織編成表ひな形
- (3) 町の防災組織チェックシート
- (4) 地震発生時の初期行動フローチャート

4 町の防災組織運営マニュアルの確認方法

栄区のホームページでご確認ください。

栄区 町の防災組織 

担当：栄区総務課 芦葉 武内

電話：894-8312

Mail：sa-bosai@city.yokohama.jp

洪水時の浸水深を標示した看板を電柱に設置します

栄区では、令和3年度に浸水ハザードマップ（栄区避難場所マップ）を区内全戸配布する等、水害に対する備えを普及啓発していますが、更なる防災意識の向上を図ることを目的として、洪水時の浸水深を標示した看板（まるごとまちごとハザードマップ事業）を電柱に設置します。

1 浸水深標示看板（まるごとまちごとハザードマップ）の概要

「浸水深標示看板（まるごとまちごとハザードマップ）」は、生活空間である「まちなか」に洪水が発生した時の浸水する深さを標示することで、区民に対して日常時からの水害に対する危機意識の向上と、発災時での主体的な避難行動を促すことを目的として設置するものです。

【浸水深標示看板（まるごとまちごとハザードマップ）のイメージ】



（裏面あり）

2 設置場所

区内の洪水浸水想定区域 約 90 か所

(設置場所と数については今後の現地調査の結果、変更する可能性があります。)

(内訳)

笠間一丁目	7	笠間二丁目	9	笠間三丁目	13	笠間四丁目	5
笠間五丁目	9	金井町	3	田谷町	3	長尾台町	6
飯島町	7	長沼町	5	小菅ヶ谷一丁目	5	小菅ヶ谷二丁目	5
桂町	7	公田町	2	柏陽	2	中野町	1
上郷町	1						

3 設置時期

8月末までに完了予定

4 その他

本郷台駅周辺の一部は電柱がない地域であるため、令和5年3月に標示看板を4か所先行して設置しております。

担当：栄区総務課 芦葉、武内
電話：894-8312 FAX：895-2260
e-mail：sa-bosai@city.yokohama.jp

令和5年度栄区防災出前講座の実施について

栄区では区民の皆様に防災に関する情報をお届けするため、防災出前講座を実施しています。皆様の防災に関して知りたいことをお伝えしたいと考えておりますので、ぜひお申し込みください。



1 出前講座内容

	題名	詳細
1	やってみると簡単で便利！ スマートフォン等を使用した 防災情報の入手について	避難情報や大雨などの防災情報がスマホに届く 防災 E メールや防災アプリを紹介します。 面倒だと思いがちな登録も一緒に実施します。
2	風水害に備えよう！ ハザードマップとマイタイムライン 作成について	自分の地域は大雨時にどのような危険があるの かマップで確認します。危険に備えた自分の 避難行動計画（マイタイムライン）も作成します。
3	地域で助け合う！ 災害時要援護者の支援について	障害のある方や高齢者の方などが災害時に支 援を必要とすることについてお伝えし、地域が主 体となった支援の必要性についてお話します。
4	その他	災害時の備えなど防災全般について、ご要望が あれば内容はご相談ください。

2 申し込み方法

メールまたは FAX で下記の「防災出前講座申込書」を送付し申し込みください。

直接電話でも受け付けております。

申込書 「防災出前講座申込書」🔍 [栄区 防災出前講座](#) ←こちらで検索してください

メールアドレス sa-bosai@city.yokohama.jp FAX 045-895-2260

電話番号 045-894-8312

3 その他、防災に関する情報について

(1) 自宅で活用できる防災資料について

ア 【あなたの防災が変わる 栄区防災動画】

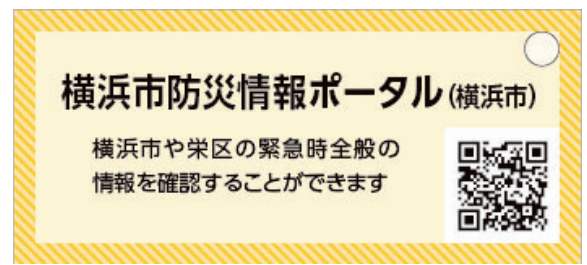
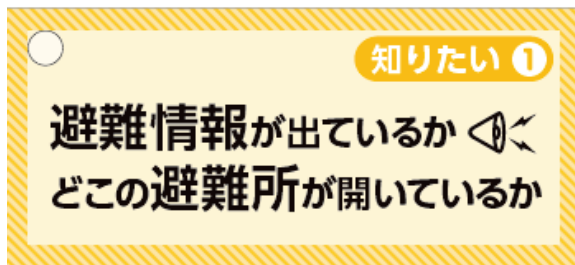
災害時の情報の入手方法について栄区のホームページで紹介します。

インターネットなどを使って、簡単に有効な情報を手に入れましょう。

🔍 [栄区 防災動画](#) ←こちらで検索してください！

イ【災害が起きたとき知りたいことにつながるカード】

災害時に「知りたいこと」（避難情報、河川の水位の情報、雨雲の動きなど）を、簡単な操作で携帯電話やスマートフォンを使って確認できるようにしたカードを作成しました。
区役所の総務課窓口（41番）で配布しています。



ウ【栄防災ノート】

いまずぐ災害に備えるために必要な備蓄品や避難場所を確認でき、自分に必要なこと書き込めるノートです。
区役所の総務課窓口（41番）等で配布しています。



(2) 展示用防災物品の貸し出しについて

地域で展示等したいときに防災物品を貸し出します。

物品	用途
家具転倒防止器具 耐震ジェルマット	地震の際に家具やテレビなどが倒れることを防止
感電ブレーカー（簡易タイプ）	地震の際に電気火災の発生を防止
窓ガラス飛散防止フィルム	地震や風水害時に窓ガラスが飛散して割れることを防止

担当

- ・区内の防災全般について
総務課 芦葉 武内 894-8312
- ・災害時要援護者支援について
福祉保健課 川村 894-6962